

子ども・若者育成支援に関する相談などの支援機関の紹介

◇かながわ子ども・若者総合相談センター

〔相談専用電話〕 045-242-8201

〔利用時間〕 火曜～日曜 9時～12時、13時～16時（年末年始を除く）

※子ども・若者（おおむね30代まで）が抱える様々な悩みについての一次相談窓口

◇神奈川県西部青少年サポート相談室

〔相談専用電話〕 0465-35-9527

〔利用時間〕 月曜～金曜 10時30分～12時、13時～16時（祝日、年末年始を除く）

◇24時間子どもSOSダイヤル

〔相談専用電話〕 0120-0-78310 あるいは 0466-81-8111

〔利用時間〕 24時間・365日受付

◇県立総合教育センター

総合教育相談、不登校ほっとライン

〔相談専用電話〕 0466-81-0185

〔利用時間〕 月曜～金曜 8時30分～21時00分

土曜・日曜・祝休日 8時30分～17時15分（年末年始を除く）

その他の相談機関については県HPをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_kikan/index.html



青少年のインターネットの利用

インターネット・携帯電話 安心・安全な利用を学ぶために

◇かながわモード（神奈川県教育委員会）

携帯電話を安全・安心に使用するために必要な情報を提供しています。

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/4012/kanagawa_mode/



◇サイバー関連ポータルサイト（神奈川県警察）

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd7035.htm>



共に生きる社会かながわ憲章

県と県議会は、ともに生きる社会の実現をめざし、
「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定しています。

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

ともに生きる:

ともに生きる社会かながわ憲章

検索



「すこやか」について、ご意見・ご感想をお寄せください

すこやか 神奈川県

検索



神奈川県

教育局生涯学習部生涯学習課 電話(045)210-8342 (直通)

横浜市中区日本大通1 丁目 231-8588 FAX(045)210-8939

電話(045)210-1111 (代表) 内線8342

令和4年4月配付 イラスト:伊津美 泉 印刷製本:アール印刷